

山口県報

令和3年
7月30日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告
県営大年地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 選管告示
個人演説会等を開催することができる施設……………
- 公安委告示
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正……………
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施……………

山口県告示第二百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字東豊井字百田四二六の六	六・〇	八四・九	令和三年七月三十一日

(二八五) 県営大年地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営大年地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営大年地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年八月二日から同月二十三日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

山口県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和三年七月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

名称	所在地	指定年月日
山陽小野田市叶松第四自治会館	山陽小野田市叶松一丁目一七番三一	令和三年七月六日
山陽小野田市川上会館	大字厚狭四四一	〃
山陽小野田市平沼田公会堂	〃 三〇九九	〃
山陽小野田市津布田会館	大字津布田一〇六四の	〃

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和三年八月十日(火曜日)から同月十三日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) 二の(一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

令和三年七月三十日
印刷
令和三年七月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
山
口
県
知
事
庁